

## 栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業 基本協定書(案)

池田市(以下「市」という。 )と、栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業(以下「本事業」という。 )の優先交渉権者として選定された、代表企業である●●並びに構成員である●●(以下、これらを個別に又は総称して「構成員」という。 )で構成されるグループ(以下「事業者グループ」という。 )は、本事業の実施に関し、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。 )を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、本事業に関し事業者グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる工事請負契約(設計・施工一括発注方式。以下「本契約」という。 )の締結に向けた、市及び事業者グループの双方の協力について定めることを目的とする。

### (市及び事業者グループの義務)

第2条 市及び事業者グループは、本契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者グループは、本契約の締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続きにかかる市の要望事項及び要求水準書の内容を尊重しなければならない。

### (本契約の締結に向けた協議)

第3条 市及び事業者グループは、本契約の締結に向け、誠実に協議を行うものとする。

2. 前項の協議は、事業者グループが提出した提案書類に基づき行うものとする。ただし、協議の過程で市が指示した事項については、双方が協議の上、提案内容を変更することができる。

(事業者グループの責任及び構成員の連帯責任)

第4条 事業者グループは、本協定に基づく義務を履行するため、構成員間の連携を密にし、最善の注意を払わなければならない。

2. 各構成員は、本協定に基づく義務の履行に関し、市に対して連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 事業者グループは、市の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく地位、又は権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供してはならない。

(構成員の変更)

第6条 事業者グループは、本契約を締結するまでの間、構成員を変更することができない。ただし、特別の事情により市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第7条 市は、事業者グループが次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、優先交渉権者の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業者グループが、正当な理由なく本契約の締結に応じないとき。
- (2) 事業者グループ又はその構成員が、実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 事業者グループが提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 事業者グループが本協定の条項に違反したとき。
- (5) その他、事業者グループが本事業を遂行することが困難であると市が認めたとき。

(違約金及び損害賠償)

第 8 条 前条の規定により本協定が解除された場合、事業者グループは、市に対し、提案価格(税込)の 100 分の 10 に相当する額を違約金として支払わなければならない。

2. 前項の規定は、市に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、市がその超過分について損害賠償を請求することを妨げない。

(議会の議決)

第 9 条 本契約は、池田市議会の議決を経た後に正式に成立するものとする。

2. 議会の議決が得られなかった場合、本協定は効力を失うものとする。この場合において、市は事業者グループに対し、損害賠償その他の責任を一切負わないものとする。

(秘密保持)

第 10 条 市及び事業者グループは、本事業に関して相手方から提供された秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に漏らしてはならない。本協定が終了した後も同様とする。

(費用の負担)

第 11 条 本契約の締結に至るまでに要する費用(提案内容の精査、設計の調整等に係る費用を含む。)は、全て事業者グループの負担とする。

(協議事項)

第 12 条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、市と事業者グループが誠実に協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者グループ(代表企業)が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年●月●日

(市) 大阪府池田市城南一丁目 1 番 1 号 池田市長 瀧澤 智子 印

(事業者グループ) (代表企業) 所在地: 名称: 代表者名: 印

(構成員) 所在地: 名称: 代表者名: 印